

令和5年12月愛荘町議会定例会会議録

令和5年12月22日（金）午前9時00分開議

議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第65号 愛荘町少年センター設置条例
- 日程第 2 議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第68号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求め
ることについて
- 日程第 4 議案第69号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決
を求めることについて
- 日程第 5 議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

~~~~~

- 追加日程第1 議案第74号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第75号 愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関  
する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第76号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第77号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 追加日程第5 議案第78号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）
- 追加日程第6 議案第79号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 追加日程第7 議案第80号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 追加日程第8 議案第81号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3  
号）
- 追加日程第9 議案第82号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）

~~~~~

- 追加日程第1 議提第14号 愛荘町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

追加日程第2 議提第15号 愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する
決議

追加日程第3 議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第4 議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第5 議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第6 議提第19号 議員派遣について

~~~~~

追加日程第1 議提第20号 有村町長に対する問責決議

---

### 出席議員（14名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 久保田 正利君 | 2番 小菅 久宣君  |
| 3番 中川 喜代和君 | 4番 澤田 源宏君  |
| 5番 森野 隆君   | 6番 村田 定君   |
| 7番 上田 太治君  | 8番 高橋 正夫君  |
| 9番 外川 善正君  | 10番 河村 善一君 |
| 11番 瀧 すみ江君 | 12番 竹中 秀夫君 |
| 13番 辰 己保君  | 14番 村西 作雄君 |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                                           |       |                               |        |
|-------------------------------------------|-------|-------------------------------|--------|
| 町 長                                       | 有村国知君 | 副 町 長                         | 中西 功君  |
| 教 育 長                                     | 徳田 寿君 | 教 育 次 長<br>兼教育振興課長事務取扱        | 上林市治君  |
| 企画政策監兼みらい創生課長事務取扱<br>兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 | 西川傳和君 | 総 務 政 策 監                     | 生駒秀嘉君  |
| 福 祉 政 策 監<br>兼健康推進課長事務取扱                  | 木村美紀君 | 産 業 政 策 監                     | 北川三津夫君 |
| 経 営 戦 略 課 長                               | 田中孝幸君 | 行革・DX推進室長<br>兼公共施設最適配置推進室長    | 久保川瑞穂君 |
| くらし安全環境課長                                 | 水谷徹也君 | 福 祉 課 長                       | 小林充周君  |
| 子ども支援課長                                   | 重田祐史君 | 住 民 課 長                       | 楠 真二君  |
| 税 務 課 長                                   | 藤澤雅史君 | 農 林 振 興 課 長                   | 山本拓也君  |
| 商工観光課長                                    | 阪本 崇君 | 建 設 ・ 下 水 道 課 長               | 羽田順行君  |
| 学校教育担当課長                                  | 奥村 晃君 | 生 涯 学 習 課 長<br>兼国スポ・障スポ開催準備室長 | 陌間秀介君  |

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 森 まゆみ 書記 伊谷 一 真

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案第65号～議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第1、議案第65号 愛荘町少年センター設置条例、日程第2、議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○教育民生常任委員長（竹中秀夫君） 愛荘町少年センター設置条例、愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和5年12月22日愛荘町議会議長、村西作雄様。教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

初めに、議案第65号 愛荘町少年センター設置条例の審査結果を報告します。

審査結果。議案第65号 愛荘町少年センター設置条例を原案可決。

2、審査経過。12月15日に教育民生常任委員7名の出席がありました。質疑の主なものは、少年センター運営協議会のメンバーについて。街頭補導活動の際に少年センター職員が対応できる範囲について。臨床心理士など専門職の確保について。予算設置や企画運営についてであります。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第65号 愛荘町少年センター設置条例は、原案どおり可決されました。

次に、議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の審査結果

を報告します。

1、審査結果。議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を原案可決。

2、審査経過。12月15日に教育民生常任委員7名の出席がありました。質疑の主なものは、医療費無料の定義の規定について。高額医療費や追加給付についてであります。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村西作雄君）** 以上で委員長報告を終わります。

初めに、議案第65号 愛荘町少年センター設置条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第65号 愛荘町少年センター設置条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第3、議案第68号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） おはようございます。それでは、私のほうから御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

議案第68号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることにつき、御説明申し上げます。

湖東三山館あいしょうの指定管理を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称および所在地。名称、湖東三山館あいしょう、所在地、愛荘町松尾寺1395番地1。名称、駐車場、所在地、愛荘町松尾寺1395番地7、名称、従業員駐車場、所在地、愛荘町松尾寺1395番地3でございます。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。1、所在地、大阪府大阪市西区南堀江1丁目12番19号、名称、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表者、近畿支店支店長野寄貴之でございます。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。質疑をさせていただきます。

町長に再三こういうことは聞いているんですが、町長に我が町の観光行政と、そして観光協会の関係をお聞きしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 愛荘町の観光行政と、そこに関係する観光協会様との関係性ということでございます。

観光協会様でございますけれども、町で旧2町、それぞれ秦荘観光協会様、愛知川観光協会様という御存在でございました。合併をされまして、今は愛荘町観光協会様ということで活動を重ねていただいております。様々な施策を当町としても観光業、また愛荘町の様々な発信をしていく際に際して、私たち行政も取り組む中、また、その中のいろんな実務を進めていくというときにも、観光協会様とタッグを組み合わせながら進めているというものでございます。

そういう点におきましては、観光協会様はそれぞれ有志の会員の皆様の会費等も募りながら、運営にも当たっていただいておりますし、また、町からも観光協会に向けては、その活動ということでの補助ということもさせていただきながら、連携を進めているものでございます。

**○議長（村西作雄君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** タッグを組んでいることは伝わってきましたし、だから本町の観光行政の中で、観光協会の位置づけをただタッグを組んでいると。要するにまちづくりを進める上でも大きな寄与をしていただいているということだと思うんです。それで、私は次に、非常に大事なポイントをお聞かせいただいているわけで、非常にこの指定管理を進める上で留意をすべきというふうなところがあって、3点ほど示されています。

政策的検討、指定管理者を導入するに当たって、政策的検討が必要だと、要するに我が町の公共施設がどのような役割を果たすのか、果たしていくのか。観光行政を進めていく上で、その施設の位置づけ、民間事業者、こういうことをしっかりと町が、当然政策的なものは町が持つということですよ。だから、それがいつの間にか、そういう事業者に求めていくのはお門違いだというふうに指摘があります。

こういう点で、要するに湖東三山館の指定管理者制度の適用がどうであるかということをお聞かせいただきたいし、また、財政的検討という、2つ目に示されています。これは私も言っていますように、要するにコストカット、人件費のコストカット、そ

ここに目的を持っていると大間違いしますよという指摘です。そして、この指定管理の業務やそういうものが、本当に町の主体性で検討をするべきということが示されています。そのためには、当然今言いましたように、政策的検討、財政的検討、そうした上で、町自身がまたその上でどういう施設として仕上げていくかということになるかと思うんです。

だから、その施設が我が町の観光行政の進めていく上で、その立つ位置、そうした中であらゆる角度から需要があるのか。また、民間が参入する環境があるのか。健全な競争条件のもとで、責任のある企業の参入、こうしたものが呼び込める施設に、ある意味では魅力ある施設に仕上げていくということになるかと思うんです。

こうした3つの留意すべきところを町長として、昨年一応否決されているわけですから、こういうところで、担当部局全員、政策監なりで、全体でこういう在り方を点検するという機会ではなかったのかなと思うんです。だから、昨年否決されたこの事案をどのように整理されて、今回その上で提案をされてきたのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** お尋ねいただきありがとうございます。

昨年からの様々な議論、どのようなことを重ねてきたのかということで、3点の視点に基づきながらということでお問いを頂いたかというふうに存じます。政策的な部分とその検討はどうであったかというところでもございましたけれども、事業者にそういう事柄を求めていくのはおかしいんじゃないかなろうかと。町においても、観光協会様ということが、この地を守りながらしてきてくださったであろうということが、お考えの基におありなのかなというふうにも思いながら拝聴しておりました。

観光協会様がこの三山館ということで、事業を指定管理者として受けながら進めていただいと、その中においても様々な週末のイベントであったりとか、季節季節の事柄を重ねてくださったり、また、平時においても施設をきれいに維持しながらということでもしていただいていたということで、本当に感謝を申し上げるものでございます。この事柄を民間の事業者等々に求めていくのはお門違いではないかということでもいらっしゃるのかもしれませんが、やはり、特にこの三山館ということではございますけれども、通常の役場の窓口においての住民票や戸籍やということをお届けする施設ということでは、その事柄を少し異にする、性格の違う施設でございま



す。

具体的に申し上げますと、やはり対一般消費者ということにおいて、様々なサービスをお届けをしていくというところがございます。これは、町なり行政なりということが常に主体となって進めていくには、やはり様々な消費者の方々というのは、ニーズというのは高い位置、また早い変化ということがございます。一般の消費者の方からすると、これが行政がより主体でやっている、観光協会さんが主体でやっている、それとも民間の者が主体でやっているということは全くお気になさらず、そこからもたらされるサービスに基づいて選ばれるというわけでございますので、そういう点では、やはり市場においての競争力ということを持っていく。具体としては、やっぱり民間の活力をしっかりと活用しながら、世間に支持をされ続ける施設、施設運営ということが大変肝要になってくる。すなわち、民間活力の活用ということが全くもってふさわしい施設であるということをついておるものでございます。この際には、あくまで民間の事業者のみということではございません。民間の団体様も含めてということでの民間活力ということで御理解を賜ればというふう存じます。

財政的な検討の部分でお問い合わせを頂きましたけれども、これは人件費のカットということがメインではなかろうかというお問い合わせなのかと思っておりますけれども、決してそういうことではなく、この指定管理者制度というのは、受けられました指定管理者は、その事業、仕様書に書かれている範囲においての求めということにはしっかりとお応えを頂きながら、それぞれのノウハウということを活用しながら、しっかりと収益を上げていただくということ。これに基づき、その指定管理者の費用ということを本来的には提言をしていけるということの制度でございますので、決してそのコストカットのためにということでの、この指定管理者を充てているというものではないというふうについておるものでございます。

また、町の主体性ということでございますけれども、当然、仕様書の中において、行政機構としてお求めをしていきたい事柄ということは記させていただいております。この観光の情報の発信拠点ということ三山館は担いながら、また、地域を訪れてくださった方々が愛荘町の魅力に触れられるようにということで、地域の地産地消ということで、ヤマイモ等々、また66うどんということ等も活用いただいているということでございます。

昨年からも様々な御意見ということは交わしながらも、やはり町としては、愛荘町

がお預かりしている、愛荘町が持っている施設に関しては、この指定管理者制度というものを基本のものとして適用しながらしておりますということを御報告もしてきております。また、御報告を申し上げますけれども、首長なり行政なりが示威的に個々の団体に対して契約をしていくということは禁忌であると、そのようなことができないということであるがゆえに、選定委員会ということをもって、指定管理者制を定めていくという事務になっておりますので、そのことを御報告、御説明をしながら、また、議会においても勉強会をしていただいたものということで捉えておるものでございます。ありがとうございます。

**○議長（村西作雄君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己です。

私が聞いたのは、去年のああいう事態を受けて、町の中で指定管理の在り方を協議をされましたかということを行ったんです。その協議をするにおいて、1つの分野の指定管理者制度の適用であったんだけど、我が町には指定管理者制度を適用している施設が幾つもある。幾つもあるから、幾つもの関わる政策監が協議をしたかということを行ったんです。一切そういう、まともに答えなくて、そして私が指摘したところでの説明はされる。説明は結構なんです。

要するに、大事なものは、町長の言いたいのは、恣意的に事業者を誘導してみたり、そうそれは禁忌、そんなことは当然なので、あえて説明にさせていただく必要はないんです。ただ、我が町の観光行政にとって、尽力をしていただいているそうした団体さん、観光協会ですわね。それが、その施設に経過上関わった。しかし、実際観光協会は、イルミネーションとかいろんなどころでの膨らましを関連としてされたりしています。だから、協賛といいますかそういう活動を現実にされているわけです。

だから、私はなぜこういうことを言っているのかといえば、どういう清算をされたのかな、総括をされたのかな、去年の問題を。確かに議員からの指摘などがあって、改善されたりはしているんですけど、その前に、行政としてその施設のある目的に沿って、仕様書とかさっき言われましたね。その仕様書でも、湖東三山館あいしょうの仕様書からどういうふうに収益を得るのかとかということも協議はされ得るべきですよ。どういう活動をし、どういうことは最低限、それをこうしなさい、ああしなさいという指導をする、でき得る部分と、自主活動をしてもらう部分とは区分けは要ると思いますが、前提で今しゃべっています。そういうことの整理は、私はこの間ずっと

何も聞かされていないと、議会への説明がないというふうに思っているの、そこを聞いているんです。

町長、指定管理者制度を適用するに際して、指名を受けた事業者が収益を、収入を得る活動を自主的にしていただく、創造していただく。それも当然、まちづくりに貢献するというものを内包していると思うんです。なぜこの町は、業務委託、指定管理ではなくて業務委託をする、委託契約をしている、そういう形も取っているんです。町長がそこまで言われるんだったら、民間活力とか言うんだったら、指定管理をすればいいんでしょう。その違いやらを教えていただきたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 御質問ありがとうございます。

ちょっと前半にお問いを頂いていた部分、2回目の質問に関しましても前半にお問いを頂いていた部分、そして後半にお問いを頂いた部分が何個かございました。それぞれの要素、お答えをできればというふうに存じます。

まず、町機構においてのそれぞれの政策監、しっかりと協議ができていたのかということでお問いいただいたかと思えますけれども、町におきましても、いろんな性格の施設ございます。体育館であったり体育施設ということもございますし、また、文化ホールということもございます。そして、プールであったりとか事務であったりとかというようなところもございます。

それぞれにおきまして、指定管理者、より適任の方をということを広く公募をしながら、具体としてはやはり link works さんというところがプールを指定管理者で受けていただいて、大変よいサービスを提供も頂いておりますし、体育施設に関しては体育協会様が、いろんな体育に触れられる機会の提供とともに指定管理者を受けてくださっています。また、ハーティーセンターを中心としての文化の施設の提供と、文化体験の提供ということでは、文化協会様がお取りを頂いたり等々ということはあるというふうにも存じております。

その際に際しても、それぞれの政策監、またこの指定管理者の前提ということをつかさどる経営戦略課においても協議をしながらということでもございます。また、具体としてこの1年、2年ほどお問いを頂いている福祉の分野ということに関しても、この公募ということがふさわしい1つの形じゃなかろうかということでの協議や議論ということも重ねているものでございます。また、収益の部分ということでお問いを

頂きました。収益ということ、もちろんその仕様書に沿った事業の推進ということに当たっていただくのは大前提でございます。その中において、いろいろ独自工夫ということをしてしながら、収益を大いに上げていっていただく、この収益が上がるということは、その社会において支持を受けているということでございます。それだけ愛荘町の魅力の一端ということにお触れを頂く方々を増やしていただいているということにも理解ができるものでございますので、そういう点では、指定管理を受けられた、特にこのようなB to Cの事業において売上げをより高めていかれるということが想起できるのであれば、それは大変喜ばしいことであろうというふうに存ずるものでございます。

また、ゆめまちテラスえちということだと存じますけれども、この業務契約と業務委託ということで、その扱いが異なるのではなかろうかということのお問いであったかと思えますけれども、これは、町内においても麻組合様という団体さんもおられます。このゆめまちテラスのあり方検討委員会ということ、これはかつて愛荘町の愛知川図書館の館長でもいらっしゃいました渡辺先生が座長としてお取りまとめを頂いたものでございます。その中で、地域資源の発信ということにおいての麻、近江上布ということが大変肝要であろうということの大事な柱が立ってまいりました。そのことの実際の実務ということをなし得るとするのが麻組合様であって、この地を郡役所という大変趣のある建屋でもございます。この地を拠点としながら愛荘町の魅力の一端を積極的に発信を頂くということになっていったということが背景としての業務委託ということでございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。反対討論を行います。

まず初めに、町長も参加し、我々も参加した学習会、指定管理者制度の学習会、こういうものをベースにして、町長からの発信、また我々議会人の視点からの問題提起、こうしたこの間、全協等でやり取りをしてきましたが、結果として重要なところで私はその学習会を身につけていくというか、生かすということにはなっていないというふうに捉えています。

すなわち、施設ごとの位置と役割について、そのものがしっかりと示されていないということです。提案に当たってその点が欠落しているということです。

私は、指定管理とは何なんだろうかということ。観光まちづくりに寄与されている観光協会への、私はこの間、本当に配慮のなさが感じています。同時に、湖東三山館あいしょうは、町の東部地域の特にそうしたまちづくりに寄与していくというか、そこのコラボといいますか、そういう視点がしっかりと必要であるということを改めて強調をしておきたいと思います。

もう少し、この指定管理者制度を適用していく上において、またその適用したその経過、関わった職員の皆さんも本当に尽力をします。当然、現場のスタッフの皆さんもそうであります。こうした力で、派手さはないんだけど、徐々に徐々にというふうに進んできた施設です。こうしたところに、私は本当に配慮がない、配慮がないということは内部協議がしっかりできていない、全体の意味でのね。担当課ではなくて、全体の意味でのその評価、そういうものの協議の場が持ち切れていないというふうに指摘をしておきたいと思います。

当然、昨年、この議案は、町長提案のこの議案は否決をされているわけですから、本当に否決をされたときから、何が必要で、何をどうするのか、今度のときはどうすべきかという整理がなされていないで、同じように公募という形で提案をされてきたというところを、私は反省として厳しく問うておきたいと思います。本当にこうした1つの事例とはいえ、町長が本当にこの町の、愛荘町のまちづくりを真剣に考え、ビジョンを持っているのだろうかというふうに疑うしかありません。改めて、縷々述べて、改めて公共施設の存在理由、その上で指定管理者制度を適用する価値、指定管理でのまちづくりの目標達成を改めて整理をしていただくということを申し添えて、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。6番、村田 定君。

**○6番（村田 定君）** 6番、村田 定です。

議案第68号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、賛成の立場から討論をします。

指定管理者制度とは、2003年の地方自治法の改正により始まった制度で、公の施設をノウハウある民間事業者等に管理運営してもらうことで、自治体の計画、アイデアを生かして、より集客力を図り、利用者の満足度を高める狙いがあります。

また、選定手続を公募することで、民間業者の競争原理に基づき、自治体の経費節減、縮減を目的とした制度です。町は湖東三山館あいしょうの管理方針について、8月の全員協議会で、引き続き指定管理者制度において公募で業者募集をし、10月に指定管理者選定審査委員会で業者決定を頂き、12月議会で契約議決いただくとの説明を受け、特段議員間での異論がなかったことは周知の事実であります。

湖東三山館あいしょうは、平成25年10月に開通した湖東三山スマートインターチェンジの入り口と国道307号の接点に位置し、平成26年11月にオープンしました。この施設は、地域の活性化がより一層図られるよう、東の観光情報発信施設として、今日まで観光協会が愛荘町の魅力の発信に献身的な努力を続けていただきました。

今回、指定管理者候補となられたシダックス大新東ヒューマン株式会社は、カスタマー視点を生かし、サービス品質向上と業務効率化を支援する会社概要に基づき、放課後児童クラブの運営、学校給食の運営、公共施設の運営管理など様々な分野で自治体のサービスをサポートされ、それぞれの課題に寄り添い、約500種類にもわたる多様なサービスを提供されています。観光施設運営管理は、業界シェアナンバーワンで、運営管理のほか、イベントの企画立案から施設を生かす運営計画までサポートしておられる大きな企業です。湖東三山を指定管理いただくことにより、大きな期待がされるところであります。

指定管理者の指定については、議会にも報告され、指定管理者選定審査委員会において、公平公正に審査基準を経て合計点数まで出していただき、選定理由も明確です。私たち議員は、昨年12月の湖東三山館あいしょう・ふれあい本陣の指定管理者に係る契約議決案件の否決以後、本年8月に指定管理者に係る勉強会もして、指定管理制度の本質について理解してきたはずです。

議員各位には、町長の町政に対する不満もあることは承知していますが、そのことを今回の契約議決に際し否決を示すことは、せつかくの指定管理者の公募に当たり、今以上に湖東三山館あいしょうを盛り上げたいという、業界ナンバーワンの株式会社シダックス大新東ヒューマンサービスに対し、議会として説明責任が果たせないと思います。

また、10月より開始されましたインボイス制度に対応するため、POSレジ交換が必要です。また、新紙幣に対応できる自販機交換などが指定管理者には必要となる

ことから、経験豊富な株式会社シダックス大新東ヒューマンサービスなら、全て1社で対応ができると思いますし、その強みがあります。

議会が否決することで、議会に瑕疵、議会に誤りができると思います。また、指定管理者制度の根幹に関わり、全国の自治体からも批判は避けられないと思います。もし否決されたら、今度はもう1年延長というのは難しいと思いますし、町として直営などはできないと思います。また、指定管理者の指定に否決となれば、指定管理者選定審査委員会にも説明責任が問われます。私は、業界ナンバーワンの株式会社シダックス大新東ヒューマンサービスに対し、反対する必要は全くないと思います。また、全国の自治体からも、指定管理者制度を議会で否決となれば、疑問と批判を浴びることは避けられないと思います。愛荘町の信用、信頼関係にも大きな影響を与えることになると思います。

こうしたことを鑑み、議員各位におかれましては、議案第68号に賛成いただくことを強く熱望し、本案に対する賛成討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立少数です。よって、議案第68号 湖東三山館あいしよの指定管理者の指定につき議決を求めることについては否決されました。

---

### ◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第4、議案第69号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** それでは、議案書8ページをお願いいたします。

議案第69号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて御説明申し上げます。

中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自

治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称および所在地。名称、中山道愛知川宿街道交流館、所在地、愛荘町愛知川38番地2。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。1、所在地、岐阜県岐阜市西鶉1丁目52番地、2、名称、株式会社三和サービス、3、代表者、代表取締役林正和でございます。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己保君。

**○13番（辰己保君）** 13番、辰己。

これも結局は整理がされているのかどうかという点で、質疑になると思うんですが、街道交流館3館、全てが指定管理者の制度に基づく指定の業者が管理しているということになります。その1つに、観光協会が事務所として入っただけというということになります。その上で、要するに指定管理者は、旧近江銀行を含めて指定管理を請け負い、その施設の管理と、要するに指定管理者の目的、その上で収益活動、収入活動を行っていくということになると思うんですが、そこで聞きたいのは、町長に、観光協会と、1つは指定管理者の受託業者、もう1つは、この間で議案審議を少ししたところから出てきたのが、観光協会が中山道の事業に大いなる貢献をされていると。私はあいしょうも一緒だと思うんですね、貢献という点では。だから、そういう貢献されて盛り上げをつくっているというふうに聞いているんですが、指定管理者に指定管理をしていただいている業務の中で、その観光協会が貢献していることと、どのように評価をされているのかお聞きしておきます。

**○議長（村西作雄君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 本陣ということでもございます。観光協会様と、現も指定管理者の期間でございます三和サービス様がふれあい本陣において数々の事業を進めていただいておりますけれども、その関係と、観光協会の様々な貢献ということに関してどう評価をするかということのお問いでございましたけれども、もちろん指定管理者制度の中の仕様においても、地域においてその観光の取組をされていらっしゃる団体、諸団体との連携ということをしつかりと深めていくということを求めています。



がゆえに、三和サービス様も観光協会様と連携をしながら様々な事業に当たっていた  
だいているということでもございます。

また、観光協会様以外にも町内の様々な文化活動とかフリーマーケットであったり  
とか、活動をしてくださっている、ヨガとかいろいろございますけれども、そのよう  
な団体や個人やサークルというところとも連携をしていただいているということは、  
やっぱり地域の取組を振興していくということで、現三和サービスさんもそのことを  
捉えながら、大変地域に根を張りながらしてくださっているということで、機能をし  
ているということで評価をいたしておるものでございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。

私は去年のこの同議案については賛成を行いました。それは当然、厳しい中で受託  
していただいたというか、そういう施設だという位置づけです。

しかし、言いましたように、本当に一つ一つの施設がどのように整理をするかとい  
うことが改めて大事になってきています。その点で、協議の中で、この点においても  
やはり指定管理者、当然今日の事業とコラボさせて、観光協会が貢献をしているとい  
うことも明らかになってきました。同時に、議会の指摘から改善がなされるというこ  
ろにおいて、結果として行政も業者も、その目的に対して十分な協議、その協議を  
する上において、不備なところは業者から進言ができること仕様書の中に書いてあるわ  
けです。そうしたところでの業者の業務の部分において疑念が生じてきています。そ  
ういうふうな部分で、全体として、私は町長の指定管理と公共施設の在り方、このこ  
と自体が理解ができていない。昨年の問題をしっかりと受け止めて、どういう改善を  
するか、どうするかという協議がなされていないということが明らかとなったために、  
今回は反対を行います。

細かいところは縷々あるわけですが、何をおいてもやはり観光協会との協働、応援、  
こうしたものが、本当にどの施設においても非常に高いということが明らかになりま  
した。そういう点で、やはり事業活動は、私企業の指定管理の施設運営は、やはり収  
益をどれだけ上げる、町長も言われたように、収益活動をどれだけ高めるかというこ

とは、認知度です、注目度です。それを高めるということになってきます。そういうふうなところを指摘しても、結果として今の指定管理の施設のありようが、活用のありようが、私はある面では制約をさせているということは推察できるし、思考できると考えています。こういう立場から、本当に指定管理制度の運用の整理を改めて早急に行われること、その上で町の施設の管理の在り方を議会に提案されてくることを求めて、反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。6番、村田 定君。

**○6番（村田 定君）** 6番、村田 定です。

議案第69号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、賛成の立場から討論します。

町は、ふれあい本陣の2期目の管理方針については、8月の全員協議会で、引き続き指定管理者制度において公募、業者募集をし、10月には指定管理者選定審査委員会の業者決定を頂き、12月定例会で議決を頂くとの説明を受け、特段議員間で異論はなかったことは周知の事実であります。中山道愛知川街道交流館は、平成30年4月に株式会社三和サービスに指定管理されました。

当初、街道交流館を計画の段階では、観光協会が事業者として引き受けてやるということで工事が進捗しました。観光協会ありきでしたが、突如として辞退されました。急遽、町としては、指定管理者の説明会を実施され、2社の参加がありました。説明会は2社でしたが、公募申請は株式会社三和サービス1社のみでプレゼンテーションをされました。観光協会が突如辞退され、時間がない中で、株式会社三和サービスが手を挙げていただいたことで今日があると思っています。平成30年4月からの指定管理でしたが、短期間のため準備が間に合わないために、オープンは8月1日となりました。

指定管理者の指定については、議会にも報告され、指定管理者選定審査委員会において、公平公正に審査基準を経て合計点数まで出していただき、選定理由も明確です。私たち議員は、昨年12月の湖東三山館ふれあい本陣の指定管理に係る契約議決の否決以後、本年8月に指定管理に係る勉強会もして、指定管理者制度の本旨について理解してきたはずです。

議員各位には、町長の町政に対する不満もあることは承知していますが、そのことを今回の契約議決に際し否決で示すことは、せつかく2期目の指定管理者の公募に当

たり、今以上、愛知川宿を盛り上げたいと思う株式会社三和サービスに対し、議会としての説明責任が果たせないと思います。正当な理由がなく反対したら、町に対し損害賠償を出されることは避けられないと思います。6年間のふれあい本陣は、年々町内外の利用者も増えており、10月、11月はPay Payの効果もあり、過去最高の利用者と聞いております。

議会が否決することで、議会に瑕疵、議会に過ちができます。また、指定管理者制度の根幹に関わり、全国の自治体から批判は避けられないと思います。もし否決されたら、今度は1年延長も難しいと思います。町として直営などはできないと思います。今、町内で一番多くの人が集まる場所でもあります。また、働いている社員も、町内5名、東近江も2名で、非常に愛想もよく、一生懸命にやっけていただいております。もし否決され、閉館となれば、中山道愛知川の火が消えて、人の動きがなくなり、6年前に逆戻りしてしまいます。また、指定管理者を否決となれば、指定管理選定審査委員会にも説明責任が問われます。私は、三和サービスに対し、反対する理由は全くないと考えます。また、全国の自治体からも、指定管理者制度を議会で否決となれば、疑問と批判を浴びることは避けられないと思います。愛荘町の信用、信頼関係にも大きな影響を与えることになると考えます。

こうしたことを鑑み、議員各位におかれましては、議案第69号に賛成していただくことを強く熱望し、本案に対する賛成討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立少数です。よって、議案第69号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについては否決されました。

---

### ◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 日程第5、議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、予算書のほうを御覧いただきたいと思えます。

まず、1ページからでございます。

議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,739万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億5,468万円とするものでございます。

第2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

上記の議案を提出をするものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正、歳入の部でございます。14款国庫支出金1項国庫負担金、補正予算額が3,809万4,000円の追加。2項国庫補助金1,363万3,000円の追加。

15款県支出金1項負担金1,813万4,000円の追加。2項県補助金1,707万1,000円の追加。

17款寄付金1項寄付金2,000万の追加。

18款繰入金2項基金繰入金9,024万2,000円の追加。

20款諸収入5雑入22万1,000円の追加。

歳入合計1億9,739万5,000円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費1項総務管理費、補正予算額が3,102万8,000円の追加。

3款民生費1項社会福祉費7,968万6,000円の追加。2項児童福祉費1,783万9,000円の追加。

4款衛生費1項保健衛生費99万円の追加。

6款農林水産業費1項農業費57万3,000円の追加。

8款土木費2項道路橋梁費428万5,000円の追加。

9款消防費1項消防費77万8,000円の追加。

10款教育費1項教育総務費で276万6,000円の追加。2項小学校費2,345万3,000円の追加。5項社会教育費412万2,000円の追加。6項保健体育費1,187万5,000円の追加。

13款諸支出金で、2項基金費で2,000万円の追加。補正予算額が1億9,739万5,000円の追加で、補正後の予算額といたしましては、115億5,468万円となっております。

続きまして、4ページのほうをお願いをいたします。第2表 債務負担行為補正でございます。

まず、上段からでございます。事項といたしまして、自家用電気工作物保安管理委託業務で、期間といたしましては、5年度から6年度にかけて、限度額が674万5,000円。

その下、庁用バス車両運行管理委託業務で、5年度から6年度にかけて、980万。

その下、秦荘庁舎空調設備改修事業といたしまして、5年度から6年度まで、4,290万。

その下、本庁舎別館用備品購入事業で、5年度から6年度、2,939万2,000円。

土地評価及び地番図家屋図異動更新等委託事業で、5年度から8年度まで、6,072万円。

結核検診事業で、5年度から6年度まで、554万4,000円。

健康増進事業で、期間といたしまして、5年度から6年度で、限度額が2,244万2,000円。

その下、湖東三山館あいしょう指定管理料で、5年度から10年度までで、6,874万1,000円。

その下、中山道愛知川宿街道交流館指定管理料で、5年度から10年度、1億4,010万円でございます。

その下、個別学習ドリルライセンス購入事業で、5年度から6年度、限度額は496万9,000円。

最後に、幼稚園小中学校健診事業で、5年度から6年度まで、限度額が636万4,000円となっております。

以上、御説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。森野議員。

**○5番（森野 隆君）** 議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）に対して、修正動議を提出します。

**○議長（村西作雄君）** 動議の内容を発言してください。森野議員。

**○5番（森野 隆君）** 否決された指定管理議案に関する債務負担行為を削除し、補正予算の審議を行うべきと判断しました。湖東三山館あいしょう指定管理料及び中山道愛知川宿街道交流館指定管理料の債務負担行為を削除するものです。

**○議長（村西作雄君）** ただいま森野議員から修正動議が提出されました。賛成の方はおられますか。

**○4番（澤田源宏君）** 動議に賛成。

**○議長（村西作雄君）** 議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議が提出され、所定の賛成者がありましたので成立しました。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。議会運営委員会を10時10分から第2委員会室で開催します。議会運営委員会終了後、執行部も含めた全員協議会を第4会議室で開催します。全員協議会終了後、本会議を再開します。よろしくお願いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時40分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村西作雄君）** 議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）に対する修正案について発議者の説明を求めます。5番、森野 隆君。

**○5番（森野 隆君）** 失礼いたします。それでは説明させていただきます。

議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議を説明します。お手元に配付の資料を御覧ください。

令和5年12月22日、愛荘町議会議長、村西作雄様。発議者、愛荘町議会議員、森野 隆、同澤田源宏。

議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議。

地方自治法第115条の3及び愛荘町議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提案する理由としましては、先ほど否決されました指定管理議案に関する債務負担行為を削除し、補正予算の審議を行うべきと判断しました。また、今後において、町執行部としても、指定管理議案が可決された後に、追加補正で債務負担行為を上程すべきであると思います。

1ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正の一部を次のように改める。

湖東三山館あいしょう指定管理料及び中山道愛知川宿街道交流館指定管理料を削除するものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（村西作雄君）** これより修正案の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の順序は、まず原案賛成者、次に原案反対者及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順で進めます。

まず、原案賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、原案反対者及び修正案反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、原案賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、修正案賛成者の発言を許します。討論はありますか。

4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 4番、澤田です。修正案に賛成の立場から討論します。

先ほど否決された指定管理議案に係る債務負担行為を削除し、補正予算の審議

を行うべきと判断しました。また、今後において町執行部としても指定管理議案が可決された後に、追加補正で債務負担行為を上程すべきであると思うことから賛成します。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論ありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。ただいま出された修正案について賛成を行います。

ただ、町長提案の補正予算の中に、社会保障・税番号制度システムのシステム整備費が入っています。全協での説明の中で、マイナンバーの振り仮名対応の業務ということを言われました。今、マイナンバーカードに対して、またマイナポイント、マイナの活用に対して非常に問題が惹起している。個人情報をしっかり保護するシステムが何としても必要です。私は、国に向かって、本当に個人情報保護を徹底することを先行すべきということを訴えて反対討論といたします。

ごめん、賛成討論や。修正します。最後のくくりだけがまずくなりました。修正案の賛成討論とします。

**○議長（村西作雄君）** 辰己委員の賛成討論が終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしです。

これより議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）を採決します。まず、本案に対する森野議員ほか1名から提出された修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案を採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分



○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案を採決します。  
修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） ありがとうございます。起立多数です。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を11時とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま議案9件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） よって、議案9件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第1、議案第74号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の1ページをお願いをいたします。

議案第74号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、改正条例等説明資料のほうをお願いをいたします。1ページでございます。

まず、職員の給与に関する条例の一部を改正する理由でございますけれども、人事院の勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布

されたことにより、これに準じて、関係する条例の一部を改正するものでございます。

条例の要旨でございます。

第1条、年間で期末勤勉手当を0.1月分引き上げ、4.4月分から4.5月分ということになります。

条例の第22条第2項期末手当の改正、令和5年12月期支給分の期末手当改正分でございます。

第23条第2項では、期末勤勉手当の改正ということで、令和5年12月期支給分の勤勉手当改正となっております。

別表第1、俸給表の改正ということで、民間給与との格差を解消するために、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて俸給表の引上げを改正、改定するもので、平均改定率1.1%となっております。

次、第2条といたしまして、条例第22条第2項期末手当の改正というところで、令和6年度以降の6月期及び12月期支給分の期末手当改正となっております。

第23条の第2項につきましては、勤勉手当の改正ということで、令和6年度以降の6月期及び12月期支給分の勤勉手当の改正というところでございます。

改正付則といたしまして、第1条、施行の日といたしまして、公布の日とさせていただきます。

適用日が、別表第1の俸給表の改正につきましては令和5年4月1日から、条例第22条第2項及び第23条第2項の改正につきましては令和5年12月1日から、第2条といたしまして、施行日といたしまして令和6年4月1日となっております。

2ページから3ページについては新旧対照表となっておりますので、よろしくお願いいいたします。

御審議よろしくお願いいいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第74号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第2、議案第75号 愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の6ページのほうをお願いいたします。

議案第75号 愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。説明につきましては、説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、条例の一部を改正する理由でございますけれども、人事院の勧告に基づきまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、これに準じて、関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨でございます。

第1条といたしまして、条例第2条第2項、年間で期末手当を0.1月分引き上げ、3.3月から3.4月にさせていただくものでございます。令和5年12月期支給分の期末手当の改正ということでございます。

第2条といたしまして、条例第2条第2項といたしまして、令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当の改正ということになってございます。

改正付則関係でございます。第1条、施行日、公布日の日ということで、令和5年12月1日適用とさせていただいております。

第2条といたしまして、施行日、令和6年4月1日となっております。

19ページ、20ページについては、新旧対照表となっておりますのでよろしく

お願いします。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧すみ江君）** 11番、瀧です。

愛荘町には特別職報酬等審議会があるんですけども、その審議会の開催状況、最後はいつ頃行われましたでしょうか。

**○議長（村西作雄君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 開催のほうは、現在のところさせていただいておりません。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧すみ江君）** 11番、瀧すみ江。

議案第75号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例に対して反対をさせていただきます。

激しい物価高騰で生活が深刻な打撃を受けており、怒りの声が広がっています。勤労統計で、実質賃金は18か月連続でマイナスを記録しています。この10年間で年間24万円も賃金が減っている世界でも特異な国になっており、生活苦を何とかしてほしいとの声が上がっています。

地方公務員の給与は、主に民間労働者の場合に用いられる賃金と同様、労務を提供したことによって与えられる金銭のことです。一般職の職員の給料が生計や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料の性格は、生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価であるとされています。すなわち一般職の給与が引き上げられることに伴って、特別職も期末手当を引き上げる理由にはなりません。

また、愛荘町特別職報酬等審議会条例で、「町長は、議会の議員の報酬の額ならびに町長、副町長および教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、

あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」と定められているのに、特別職で常勤のものの期末手当を一般職を引き合いに上げるということではないのかが問われます。

この物価高などで町民が苦しい生活をしている中、政治家たる町長はじめ、常勤の特別職に関しては、この時期に期末手当を上げるということが町民の理解を得られないことを訴えて反対討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第75号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第3、議案第76号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは、議案書の8ページをお願いをいたします。

議案第76号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するものでございます。説明につきましては、説明資料の21ページをお願いをいたします。

まず、税条例の一部改正の理由でございますけれども、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日にそれぞれ公布をされ、国民健康保険税に関する改正部分については、令和6年1月1日から施行されることとされたため、本条例の規定について所要の改正を行うも

のでございます。

条例の要旨でございます。第21条第3項国民健康保険税の減額。改正内容につきましては、法規定の新設に合わせて新設ということで、産前産後期間、出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月、多胎妊娠の場合には3か月前から出産予定日の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定を新設するものでございます。関係条文、地方税法703条の5、施行令第56条の89。

次に、第22条の3、出産被保険者に係る届出。改正内容、法規定の新設に合わせて新設。産前産後期間の減額に係る届出について規定を新設するものでございまして、関係条文といたしまして、施行規則第24条の30の5となっております。施行期日を令和6年1月1日とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いをいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第76号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第4、議案第77号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** 議案第77号 愛荘町手数料

条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。

議案第77号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出いたします。

説明資料のほうで説明させていただきます。25ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。戸籍法の一部を改正する法律付則第1条第5号が令和6年3月1日に施行されるため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令において、手数料が定められたことにより、町の手数を定める必要があることから、手数料条例の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。

まず1つ目、広域交付の追加でございます。戸籍証明書並びに除籍証明書等の交付手数料に広域交付に係る証明書を含む旨を追加いたします。

次に2つ目、戸籍電子証明書提供用識別符号手数料の追加でございます。戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料、1件当たり400円、戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料1件当たり700円を追加します。ただし、識別符号や戸籍証明書等を同時に請求される場合は、識別符号の交付手数料を無料とさせていただきます。

3つ目、届書等情報内容証明書の追加でございます。届出書等の交付手数料に届書等情報内容証明書を追加し、届書等の閲覧手数料に届書等情報内容を表示したものを追加し、閲覧手数料の単位を政令に準じて1件に改めるものでございます。

改正後の条例は、令和6年3月1日から施行するものでございます。

26ページ、27ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。

広域での、ここに書いてあるとおり、戸籍証明書の交付が本籍地以外での広域交付を受けられるということの手数料、条例改正という説明だったので、広域交付ができるということは、言わば本町にあるこのデータがどのようにしてそこへ行くのかと。要するに、広域で交付ができるようになるのかということです。手続上の説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 御質問ありがとうございます。

データの話なんですけども、この制度が始まることによりまして、全て全国の市町村の戸籍のデータが国の法務省のデータに寄せ集められます。そのデータを申請がありましたら専用のシステムで出力した上で、住民さんのほう、お客さんのほうに交付をするという形になります。

以上です。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第77号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例に反対を行います。

今、答弁でも明らかになったように、全国各地の市町が持っている戸籍のデータ、要するに各地域の住民さん、市町民さんの戸籍に関するデータが国で一括管理、集中するというシステムが構築されます。ということは、結果として、私たちの個人情報が国で一括管理する。このことになれば、しっかりと個人情報保護、それがセキュリティがしっかりと確立されていなかったら、またぞろそうした漏えい問題が惹起してきます。

私は、デジタル化による便利さばかりを追求していくあまり、我々一人一人の個人情報、個人情報の漏えいが、本当に保護されない。このことを非常に許すわけにはいきません。

改めて、この手数料条例の改正に際して、まずは国がこの個人情報の保護に徹底的に審議をすると、そしてその確立を行うこと。その上でこうした制度を拡充していくというのか。国民の期待に応えた制度をつくっていくということが必要だということで、こうした拙速な行動に対して厳しく批判をして、反対討論といたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 議案第77号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論をいたします。

令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、住民の利便性の向



上と戸籍事務の効率化を図るために、全国市町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。このことを受け、戸籍法の一部を改正する法律付則第1条第5号が令和6年3月31日に施行されるため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月31日に施行されることともなり、手数料条例の改正を行うものです。

具体的には、今まで本籍地のみ限定していた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市町村窓口において可能となる広域交付が始まるとともに、他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするため、識別符号の発行が始まるものです。また、届出等の書類をスキャンした画像情報（電子化された届出情報等情報）の内容に係る証明書においても、交付または閲覧が可能となるものです。

以上の理由により、本条例の一部を改正することは妥当なものであることから、賛成するものです。議員各位におかれましても御理解いただき、賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議案第77号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第5、議案第78号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは、補正予算書の1ページのほうをお願いをいたします。

議案第78号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,610万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億4,078万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費でございます。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、内容を説明をさせていただきます。予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出補正予算、まず歳入の部でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額が1億2,826万9,000円の追加。

18款繰入金2項基金繰入金5,783万6,000円の追加。歳入合計といたしまして1億8,610万5,000円の追加となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費1項議会費、補正予算額が57万3,000円の追加。

2款総務費1項総務管理費3,136万8,000円の追加。2項徴税费102万2,000円の追加。3項戸籍住民基本台帳費1,031万8,000円の減となっております。5項統計調査費145万1,000円の追加。

3款民生費1項社会福祉費1億2,388万1,000円の追加。2項児童福祉費712万1,000円の減。4項衛生費1項保健衛生費461万2,000円の減。

6款農林水産業費1項農業費646万2,000円の追加。

7款商工費1項商工費4,279万7,000円の追加。

8款土木費1項土木管理費118万8,000円の追加。2項道路橋梁費47万5,000円の追加。4項都市計画費25万4,000円の追加。5項住宅費8万3,000円の追加。

続きまして、4ページをお願いいたします。

9款消防費1項消防費、補正予算額といたしまして12万8,000円の減。

10 款教育費 1 項教育総務費 7 0 5 万 7, 0 0 0 円の追加。2 項小学校費 3 万 9, 0 0 0 円の追加。4 項幼稚園費 1 8 7 万 4, 0 0 0 円の減。5 項社会教育費 5 2 7 万円の減。6 項保健体育費 1 2 2 万 2, 0 0 0 円の減。歳出合計といたしまして 1 億 8, 6 1 0 万 5, 0 0 0 円の追加となりまして、補正後の予算額といたしまして 1 1 7 億 4, 0 7 8 万 5, 0 0 0 円となっております。

続きまして、5 ページのほうをお願いをいたします。

第 2 表で繰越明許費でございまして、8 款土木費 2 項道路橋梁費、事業名、2 つございまして、1 つ目が町道旧中山道線歩道整備事業で 7 2 0 万円の繰越し。次に、道路排水施設改修設計委託業務（愛知川地先）ということで 8 0 0 万円の繰越し明許ということで、これにつきましては、入札の不調等の理由により繰越しをお願いするものでございます。

あと、2 4 ページにつきましては、特別職の給与費明細書、2 5 から 2 7 ページにつきましては、会計年度任用職員を含みます町職員の給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくをお願いをいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11 番、瀧すみ江君。

**○11 番（瀧 すみ江君）** 11 番、瀧 すみ江です。

私は議案書の 1 7 ページですけれども、商工観光費のほうでキャッシュレス決済ポイント還元業務等委託料、2 つ上がっているんですけれども、1 つは 1 0 月、1 1 月に行ったときの、たくさん利用があったのでそこを増額される。もう 1 つは来年なんか、まだちょっと不確定らしいですけど、2 月から 3 月に 1 か月、キャッシュレス決済ポイント還元業務等委託料、物価高騰対策として行うというものが上がっています。

総務産業建設常任委員会の中でも発言したんですけれども、やはり 2 回同じ年度でやるわけですから、1 回はそういうキャッシュレス、P a y P a y のほうやるとして、もう 1 回はやはり、それが全町民に行き渡るような施策として、商品券とかそういうものをやったほうがいいのではないかと思いましたので、ちょっとこの場でもそのようなことについて提案、考えを述べさせていただきましたので、答弁をお願いします。

**○議長（村西作雄君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** 今回、国の追加補正で実施するキャッシュレスポイント、これまで実施したキャッシュレスポイントも含めた中で、商品券の事業をして、形を変えて幅広くという御意見かというふうに思っております。商品券の事業につきましては、過去、エール商品券という形で町のほうも実施をいたしました、やはり一定その利用はあったものの、それに係る事務費等が非常に経費として多くかかっていたところ、ところが最終的にその事業の成果といいますか、振り返りの中で見えたところでもございます。

あともう1つは、やはり商品券事業以外にも、近年エール米、子育て世帯にお米を配るとか、そういった事業も含めた中で、様々な経済対策といいますか、事業のほうを進めてまいりました。そういった中で、最終的にやはりそのPay Payというのが、キャッシュレス決済事業というのが、非常に利用者にも、また事業者様のほうにも非常に使いやすく、経済効果も大きいというようなことで、今回もキャッシュレス決済を実施するというような形になったものでございます。

**○議長(村西作雄君)** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番(瀧 すみ江君)** 11番、瀧です。

今のことについてなんですけれども、この中、補正予算の中で、税務総務費の中でも、賦課徴収費かな、とにかくその中で、やはり今回、多くの町民の方に御迷惑をかけたということで、そういう計上がされておりますけれども、それは説明の中では、やはりそのときの職員の方の人数が少なくなっていたために、そういうことがあったということをお聞きしております。

ですから、そういうことが全体にわたってあるのではないかということをお聞きしております。懸念しているわけですが、やはり商品券などの事業というのは、豊郷町でも東近江市でも行われておりますし、今は事務費が多くかかったというふうな答弁でしたけれども、それを業務を行うだけの人員の配置が行き届いて、それを行うには人員が足りないとか、そのために行えないとか、そういうことがあるのかどうかということについて答弁をお願いします。

**○議長(村西作雄君)** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**(西川傳和君)** 経済対策に関しましては、既に今年度ですと6つの事業を進めておるところでございます。やはりその人員といいますか、職員の部分でいいますと、

やはりその限られた人員の中で執行していくということが、非常に業務執行の上では重要なポイントになるのかなというふうに考えております。

人数が多ければ、事業のほうも分担して進めやすくなる部分もありますし、人員が少ないということであれば、工夫して進めていかなければならないというところがございます。やはりその事業を止めるわけにはいきませんので、そういった中で、例えばその商品券事業以前につきましても、限られた人員の中で、何とか工夫しながら進めているというところがございます。人員、職員の数ということも非常に大事にはなるんですけども、やはりその事業を確実に進めるということが大事かというふうに考えておりますので、そういった中でいかに経済対策と経済効果を出すかというところに注力をしているというところがございます。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 議案第78号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）に対して、反対をいたします。

この議案のほとんどの部分には賛成ですけれども、ここでは気になる部分や反対の部分だけを申し上げたいと思います。

先ほど、質疑もさせていただきましたが、キャッシュレス決済ポイント還元業務の物価高騰対策は、令和6年2月から3月の間の1か月間で調整中で、30%還元を考えているとの説明がありました。行政は、目的として業者支援と生活者の支援をして地域経済の活性化を促進するものとしています。業者支援になることには否定はいたしませんけれども、この支援が受けられない生活者にとっては不公平な事業になると思います。今年の秋にも、キャッシュレス決済ポイント還元業務、これは新型コロナ対策で行いましたが、それを行っているので、先ほども申し上げましたように、商品券など、今度は町民が平等に受けられる支援を行ってはどうかと考えるところです。

そして、特別職の職員で常勤のもの期末手当の引上げの計上に対しては、先ほど議案第75号で申し上げましたとおりの理由で反対をさせていただきますことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立多数です。よって、議案第78号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第6、議案第79号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案第79号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算書の28ページをお開きください。

令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,171万7,000円にするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

29ページをお開きください。

歳入の部でございます。10款繰入金1項会計繰入金121万5,000円を減額するもので、補正前の予算額19億5,293万2,000円、補正予算額121万5,000円の減額、補正後予算額19億5,171万7,000円です。

次のページ、30ページ、歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費121万1,000円の減額。2項町徴税費6,000円の増額するもので、補正後予算額

19億5,171万7,000円です。

給与費明細書につきましては、35ページから37ページとなっております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 全員起立です。よって、議案第79号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第7、議案第80号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** 議案第80号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書の38ページをお開きください。令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,614万6,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

39ページをお開きください。

歳入の部でございます。4款繰入金1項一般会計繰入金89万2,000円を減額するもので、補正前の予算額2億2,703万8,000円。補正予算額89万2,000円の減額、補正後予算額2億2,614万6,000円でございます。

次に、40ページ、歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費89万2,000円を減額するもので、補正後金額2億2,614万6,000円でございます。

給与明細書につきましては、45ページから47ページとなっております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議案第80号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第8、議案第81号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** 議案第81号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。



補正予算書の48ページをお開きください。

令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ903万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,627万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

49ページをお開きください。

歳入の部でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金356万3,000円の減額。

5款県支出金2項県補助金178万1,000円の減額。

8款繰入金1項一般会計繰入金156万4,000円の減額。2項基金繰入金212万8,000円の減額、合計903万6,000円を減額するものでございます。補正前の予算額16億6,531万5,000円、補正予算額903万6,000円の減額、補正後の予算額16億5,627万9,000円でございます。

次のページ、50ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費19万9,000円の増額。2項認定審査会費1万9,000円の増額。

4款地域支援事業2項包括的支援事業任意事業925万4,000円を減額するものです。補正後予算額16億5,627万9,000円でございます。

給与明細書につきましては、56ページから58ページとなっております。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。失礼しました。

---

○議長（村西作雄君） よって、議案第81号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第9、議案第82号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、議案第82号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案書59ページをお願いいたします。

総則第1条、令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和5年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款下水道事業収益第2項営業外収益7億8,854万1,000円に25万4,000円を増額し、7億8,879万5,000円とするものです。

支出、第1款下水道事業費用第1項営業費用8億7,660万4,000円に25万4,000円を増額し、8億7,685万8,000円とするものです。

他会計からの補助金の補正、第3条下水道事業の営業助成のため、一般会計からこ

の会計へ補助を受ける金額を4億9,038万4,000円とするもので、上記の議案を提出をさせていただきます。

内容につきまして、60ページ、61ページを御覧いただきたいと思います。

収入でございます。第1款下水道事業収益第2項営業外収益第2目他会計補助金でございます。3億3,689万7,000円に25万4,000円の補正をさせていただき、3億3,715万1,000円、こちら人事院勧告によるものでございます。

61ページ、支出でございます。

第1款下水道事業費用第1項営業費用第2目総係費3,731万8,000円に25万4,000円を追加し、3,757万2,000円とするものでございます。

62ページにはキャッシュフローの計算書、63ページからは給与費明細書、67ページには予定貸借対照表を添付いたしております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 全員起立であります。よって、議案第82号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（村西作雄君）** 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

**○議長（村西作雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村西作雄君）** お諮りします。ただいま議提6件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 異議なしと認めます。よって、議提6件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議提第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第1、議提第14号 愛荘町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。森野議員。

〔5番 森野 隆君登壇〕

**○5番（森野 隆君）** それでは、お手元の資料、追加議事日程①の1ページから2ページを御覧ください。

愛荘町議会議長、村西作雄様。

議提第14号 愛荘町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者、愛荘町議会議員、森野 隆。賛成者、愛荘町議会議員、小菅久宣、同上田太治、同高橋正夫、同外川善正。

制定の理由としましては、改定前の地方自治法第92条の2の規定では、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない旨、規程されており、議員個人と町との請負が認められていませんでした。

請負に関する規程の明確化や緩和を行うため、地方自治法の改正により、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。」が加えられ、政令で定められる一定金額300万円までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

総務大臣通知では、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、例えば条例等の定めによるところにより、地方公共団体に対し請負をするもので、あ

る議員が当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金額の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であることとされました。

これを踏まえ、全国町村議会議長会より、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることが目的とされた議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）が示されました。これに基づき、本町議会として条例を制定するものであります。

2ページから本文となっております。第2条の報告の解説をさせていただきます。

報告すべき議員は、前会計年度中に本町と請負をした者、またはその支配人である議員であって、全ての議員ではありません。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者は、報告は不要です。

前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に、議長に対して、前会計年度において支払いを受けた請負の状況を報告しなければならないものです。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 瀧 すみ江です。賛成討論を行います。

議提第14号 愛荘町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、議員の請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務の執行の適正を図ることを目的とするもので、賛成をします。

地方自治法の改正により、請負の禁止規定を緩和し、300万円までは議員個人による町との契約が規制の対象から除かれることになったことから、条例が提案されました。

請負の禁止は、議員活動と行政執行の公正に関わる規定なのに、それが緩和された

ということは、行政の契約や取引行為をチェックする役割を持つ議会の場で、請負業者である議員によるＣＢＯや談合が横行することさえ懸念されます。

愛荘町議会改革条例第５条第４項、議員は町民の代表機関の構成員として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、その地位に基づく影響力を不正に行使することなく、良心と責任ある活動に努めるものとするという議員の責務を議員各位が忠実に守ることを呼びかけて、賛成討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議提第１４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立全員であります。よって、議提第１４号 愛荘町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議提第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第２、議提第１５号 愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。１０番、河村善一君。

〔１０番 河村善一君登壇〕

**○１０番（河村善一君）** 議提第１５号。

愛荘町議会議長、村西作雄様。

愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第１４条の規定により提出する。

提出者、愛荘町議会議員、河村善一。賛成者、愛荘町議会議員、久保田正利。賛成者、愛荘町議会議員、小菅久宣。賛成者、愛荘町議会議員、中川喜代和。賛成者、愛荘町議会議員、森野 隆。賛成者、愛荘町議会議員、村田 定。

裏面を。愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議。

愛荘町で授かり、誕生するおなかの赤ちゃんは町の宝であり、町を支えてこられたお年寄りとともにかけがえのない大切な存在です。私たちの身の回りに赤ちゃんが増

えれば、元気が出て幸せを感じることができます。子供の誕生を願う人には希望がかなうよう、そして子育てが楽しいものとなるよう、愛荘町には子供を産み育てる世代への支援を厚くし、手助けしたいと考えている人たちがたくさんいます。

赤ちゃんが無事に誕生し、しっかりと育つ環境をつくることは、愛荘町に生きる私たち一人一人の大切な使命です。そこで、町の役割として、周囲の温かさを妊婦さんへのメッセージとし、胎児期の語りかけ教育を推進するとともに、「未来を拓く愛荘16年教育」に一層力を入れ、赤ちゃんの元気な産声を笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できる町。家庭、地域、学校、行政、町民みんなが手を携え、地域全体で妊婦とおなかの赤ちゃん、子育てを応援するまちを目指し、ここに愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん子育ての応援宣言を決議する。

令和5年12月22日、愛荘町議会。

今日まで7年間というんでしょうか、昨日、全員協議会で取組を報告させていただきました。主な項目のみを報告させていただきたいと思うんですが、平成28年12月議会での小さな命を守るための一般質問をさせていただき、29年3月議会では、7月13日を生命尊重の日と制定することを求める意見書が全員賛成で可決されました。また、平成30年10月議会一般質問をさせていただき、令和2年9月議会では、森野議員のほうから新型コロナウイルス禍の中で、おなかの赤ちゃんにも支援金の特別給付金の支給を求める一般質問をしていただき、その当時の9月の最終日には、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれるおなかの赤ちゃんにも、町独自の特別給付金11万円が支給されることが決定されました。また、令和3年9月議会では、妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と、恒常的なおなかの赤ちゃんの支援に関する請願書が全員賛成で採択されました。その後、令和3年12月議会でも一般質問させていただき、また、ちょうど1年前の令和4年12月議会での一般質問をさせていただいて、今日まで取り組んでまいりました。令和5年3月議会では、経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書を全員賛成で可決していただき、今回のこの決議の提出とさせていただくことになりました。

今日までの取組の報告をさせていただき、加えて、3つの提案理由を述べさせていただきます。

昭和57年4月23日に再来日されたノーベル平和賞のマザーテレサは、日本は美しい国だが、中絶が多く、心の貧しい国です。その子は神の似姿につくられた子です。

愛するために生まれてくるはずの子供です。そして、世に対する神の太陽となり、世の中を照らしてくれる新しい命のはずです。愛の反対は憎しみではなく無関心ですと述べられました。これを受けて、お腹の赤ちゃんを守る運動が展開されてきました。その活動の中である円ブリオ基金活動で一円募金がなされ、その基金によって1,006人の赤ちゃんの誕生があったと聞き及んでおります。愛荘町でも元気ある赤ちゃんの誕生を願うものであります。

2つ目は、12月15日の教育民生常任委員会のときに、(仮称)愛荘町こども家庭センターについての調査研究がありました。その資料の中で、妊婦から出産、子育て支援の取組がうたわれておりました。妊婦から出産、子育て支援として、1つ、伴走型相談支援事業であります。全ての妊婦、子育て世代が安心して出産、子育てできるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなげるよう支援するというものであります。2つ目は新生児訪問指導事業、3つ目は産後ケア事業、4つ目は乳幼児健診事業、5つ目は各種親子教室事業、6つ目は発達支援事業であります。これらの事業をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

3番目、岡山県の北部の山あいにある奈義町は、移住や子育ての支援を充実させており、昨年、令和4年10月20日の日本経済新聞の電子版では、「出生率2.95、岡山・奈義町の秘訣「住民参加・少しずつ」」のタイトルで紹介されていました。スマホなどで奈義町子育て応援宣言と検索すると、すぐにヒットし、出てきますし、関心も高く、全国各地からの視察も多いと聞いております。子育て応援アピールする町の看板、子育て応援宣言の町、奈義町を作成されていることも、スマホで紹介されていました。

このことを木村政策監とも話したところでもありますけれども、愛荘町ではその施策のほとんどを実際に取り組んでおり、事業で取り組んでいるとの報告を受けました。大変頼もしく、うれしいことであると思えました。あとは住民の方々に、また若い世代の方々に、どう宣伝するかにかかっていると思えました。どうか議員の皆様には御理解を頂くとともに、慎重な御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、決議文の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議提第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議提第15号 愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議は、原案のとおり可決されました。

5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 動議で、動議の内容といたしましては、有村町長に対する問責決議を提出します。

○議長（村西作雄君） ただいま森野議員から動議が提出されました。賛成の方はおられますか。

○4番（澤田源宏君） 動議に賛成。

○議長（村西作雄君） この動議は、所定の賛成者がありましたので成立しました。

---

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。議会運営委員会を1時40分から第2委員会室で行います。議会運営委員会終了後、執行部を含めた全員協議会を第4会議室で開催します。全員協議会終了後、本会議を再開します。よろしくお願いいたします。

休憩 午後1時19分

再開 午後3時00分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議提1件を日程に追加し、直

ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎議提第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第1、議提第20号 有村町長に関する問責決議を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。5番、森野 隆君。

〔5番 森野 隆君登壇〕

**○5番（森野 隆君）** 議提第20号、令和5年12月22日、愛荘町議会議長、村西作雄様。

有村町長に対する問責決議。

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者、愛荘町議会議員、森野 隆。賛成者、愛荘町議会議員、久保田正利、澤田源宏、上田太治、高橋正夫、外川善正、瀧 すみ江、竹中秀夫、辰己 保。

有村町長に対する問責決議。

有村町長の町長としての真価が問われる2期5年間の行政運営に携わってこられたが、二元代表制の一翼を担う議会との関係は、再三の注意にもかかわらず意志の疎通に欠け、議会に対する重要施策の説明責任の欠如など議会軽視が見受けられ、町長の政治姿勢に不信感を抱いている。この1年間でも事業着手前の相談を含めた丁寧な説明を実施せず、議案を固めてから説明を実施し、以下の議案は否決となっている。

湖東三山館あいしょう、中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定議案。

旧愛知川警部交番官舎解体工事の変更契約議案。

令和5年度一般会計補正予算（第5号）議案。

また、令和4年9月定例会で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学童保育所運営に関わる物品購入補助金が未払いであることが判明した。また、本来、国からもらえるはずの交付金が全くもらえないことも判明した。有村町長は、組織管理上の責任を重く受け止め、「町長ならびに副町長の給与を減額する条例案」の提案趣旨説明の中でも「今回の事案のほか、複数の事務処理の誤りが発生していることを受け、改めて適正な事務処理の徹底を図るため、職員への訓示や事務処理に関する庁内一斉点検指示を行っています。」や「今後さらに事務ミス防止に焦点を当てた職員研修の実施やコンプライアンスマニュアルの改定などにより、組織的なチェック体制の充実を

図り、再発防止に取り組んでまいり所存です。」とお詫びを申し上げられた。しかし、先日、個人町県民税の賦課が未処理であることが発表された。これは、事務処理の誤りではなく、休職者などによる職員不足の税務課を放置していたことが原因である。また、令和4年度一般会計決算審議では、異例の集中審議があり、法令遵守の欠落していたことが判明し、町長の発言内容が全く生かされていない。

自治基本条例推進委員会は、年1回以上開催することと定められている。しかし、令和4年は、全く開催されず委員委嘱さえできていないこと。

入札監視委員会は、6か月に1回以上開催することと定められている。しかし、3年ほど前から開催されず委員委嘱さえもできていないこと。

令和4年度一般会計決算の採決は、反対9賛成4で不認定となった。地方自治法第233条第7項で「普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」と定められている。しかし、議会に対して不認定となった要因の模索なども含めて何の報告もない。日々、有村町長への不信感が増しているのが現状である。合併以来、町長に対する問責決議は初めてである。町長と職員とのコミュニケーション不足により町政運営が上手にできていない。

上記のとおり地方自治法の定めがあり、町政を運営する上で基本的な法令遵守が欠落していることや職員不足への配慮がないことは明白である。有村町長に、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和5年12月22日、愛荘町議会。

**○議長（村西作雄君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番、村田定君。

**○6番（村田 定君）** 6番、村田 定です。

賛成者の竹中秀夫議員にお尋ねいたします。6年前に、有村町長は全くの私人で愛荘町には関わりもなかったんですけども、有村国知さんは自民党の黨員でもあり、自民党の愛荘支部長として立候補してもらえないかというふうな口添えに行かれたということを知っておりますし、そんな事実でもあると思います。そのとおり、今の町長も、そのときはサラリーマンであったと思うんですけども、それならばということで、

支部長からそこまで熱い思いを言われるのであればというふうなことだったと私は聞いております。

そういった中で、この賛成者に名前が入っていたことに私は愕然としているんですけども、やはりいろいろな町政は初めてですので、大変苦勞されていることは分かるんですけども、そういったことで、その経緯はあると思いますので、やはりこのまた問責で突き放すというふうなことじゃなくて、最後まで面倒を見ると。そしてまたリーダーとして、また10期もしている議員として、やはりその経験からいろいろとさして、2人で注意をし、指示をする、またアドバイスをするというふうな機会が必要だと、機会が必要であればこういうことにならないと思いますので、そこの点をお聞きしたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。

今ほど、村田議員のほうより、賛成者の1人である竹中秀夫に対して、6年前、縷々申し上げたように、推薦に至った件、また今日に至っている件等々を私に述べられたのかなど、このように思っております。

私は、6年前、先ほど申し上げませんでしたけれども、その以前の3年、4年前にも、有村現町長が姉である参議院の治子さんの秘書をしておられた。そのときにも、私は東京に向けて電話をした。当時の町長は村西町長であった。村西町長のやり方そのものについても、いい面もあったか悪い面もあったかは別として、これは町政の流れを若い有村の弟さんに、再度というより、一度愛知に帰っていただいて、何とか町政の、町民の思い等々を交えた中で、電話をしたという記憶が今でも頭の中によぎっております。

そのときには、姉である参議院のほうから電話を頂いて、3日間の猶予を欲しいと、当時本人である有村町長が御存じであったかなかったかは別として、治子さんから私に電話があり、十分に言うていただいたことは、これ以上ない喜びであると。しかしながら、弟の国知はまだ秘書をやって6年足らずやと。もう少し勉強をさせたいので、竹中さん、ひとつ今回だけは断念を願いたいという記憶も私は覚えております。

それから4年の月日が流れ、私から有村町長、父である国宏さんにも、どうだろうと。一度この愛荘の地に帰っていただいて、流れを変えるという言い方が妥当であるかないかは別として、町民の目線に立っていただきたいというのは、私の願望でもあ

りました。議員の生活の中でも、それが願望でありました。

しかし、前の町長さん、町長さん、前々の町長の並び、悪い面もあれば、よいところもあっただろうと。しかしながら、先ほど申し上げたように、愛知郡役所の件、私はあなたも同じであったかなと、一町民として。非常にやり方そのものについては、町民の目線に立たないJ Aさんとの裏工作といたしますのか、私は県のほうに、教育長の、当時であった青木さんだったかな、ちょっと名前はこらえてほしいと思います。何回となく、当時、愛知郡には県会議員は不在であったということで、お隣の犬上選出の県会議員もそろって何回もお願いし、本当のまちづくりはどこであるのかということで、県にも寄せていただいて、県も、なるほど、竹中さんの言われることは、町としての気持ちがあるということは察しましたということで、当時の主任をしておった、もう今は、町職員ではありませんけれども、町まで県のほうから出向いていただいて、膝詰め談判というのか、相当な激論をさせていただいて、そこでも、町は申し訳なかったと。そのような確約は、やったことはありますけれども、何とか郡役を存続したいと。

J Aに聞きますと、J Aは当時の理事長、石部和美であった。当時、私は単独でJ Aに寄せていただいて、当時の月日でいうと、12月の最終議会だったかな、20日であったと思います。寄せていただいて、J Aさんにも膝詰め談判を向こう3役、私と、3役の中で話をさせていただいた。その中で、当時の裏約束というのが正しいか、ちょっとそれは別として、このようなことがあるのではなかろうかなと問い詰めましたところ、J Aさんは、いや全くそれはないのやというようなことで、郡役はとにかく潰したいと、J Aとしてはなくしたいねやということは、再三再四、当時の村西町長にも申し上げておるといような文面も出していただいた。その中で、郡役を残すといようなことについては、町として、J Aさんの行くところを模索をさせてもらうということが、せんだっても問題になりましたお隣の愛知川警察署、そこへ移転してもらおうということで、J Aさんがこの約束ができたということで、12月二十何日、最終の議会のとき、修正動議を私は仲間議員と共々に出させていただいて、それが可決されたといようなことで1月の明け年の1月4日であったかな。臨時議会をどうしても開いて、宇野助役が私のところにも見え、ほかのところにも見え、何としても議会運営委員会を開いていただいて、臨時議会を開いていただきたいといようなお話の中で進んできた。そういった中で、当時、議会運営委員会を開く中で、愛知川警

察署を5年間、借家というのか、お貸したいというようなことを執行部のほうから述べられました、議会の運営の中で。当時、私は議運の一員としてそこまで執行部が言うのであれば、1冊書いてもらえと。

**○議長（村西作雄君）** 竹中議員、ちょっと質問から飛んでますので、もうちょっと的確にお願いします。

**○12番（竹中秀夫君）** 流れを言うたらなんだから、村田議員の問いには答えがならんねやがな。質問してんねんで。どういう流れで連れてきたん、立ててということやったら、言うたらなな。有村町長に持っていった原因の前座があんねや。前座なしでは、私もようしゃべれんから。しゃべんの下手やで。

ほんで、そういうような、簡略にいいますと、愛知川警察署をJAが5年間借りて、コンピューターから何からしようと思ったら、約1億以上も要るねやと、JAは言うていると。5年間借りて1億。それでやったら返されへんと私は言うた覚えがあります。JAはもう断念せざるを得ない。ほな、現在のところに、JAがどういう、私は内容等々はある程度は分かっておりますけれども、そういうところも私は反対の1人でありましたけれども、もうできたものは致し方ない。当時、認めざるを得ないという場面もありました。

しかし、これでは愛荘町のまちづくりにはならんということで、私は、誰か町長をやっていただく方がいないかということで模索したのが、現有村町長であります。当初はお断りを頂いた。それから3年ないし4年たって、いよいよ年代的にも40そこそこになっていただけるだろうということで、再度要請をしました。お父さんにも要請をした。そういう中で、お出合いもさせていただいた中で、町を変える、変えるだけやなしに、町民の目線に立っていただきたいということで、有村町長も当時、私の言う言葉も、若干の気持ちを察していただいたなということで、私1人ではなかったと思います。

当時は何名かの中で、強い要請を私はさせていただいたという経過がございます。しかし、先ほど言いましたように、1期就任をしたときの5月の日にちはさておいて、有村町長が郡役の件で一旦立ち止まって私はまちづくりのことを邁進してまいりたいということ全協で述べられたと、これは記録を見てもろても分かるとおりであります。

なるほど、若い町長さんに要請した私もよかったと。それが今日まで郡役の指定管

理ではありませんけれども、恐らく私は黒丸ではない、赤丸のほうだろうと思っておりますけれども、これは町長が町を上げて何とかという気持ちがあるでこそ、今日郡役所が私は誕生して立派にやっていていただいているのではなかろうかなど、このように思わせていただきました。

こういう中で、先ほど村田議員が申しあげましたように、なるほど、担ぎ上げた私は仲間の1人でもあります。それというのは、町政を何とか職員と一丸になって議会とも一丸になってやっていただきたいというのは、今も変わりはありません。それに対して、この問責決議を一昨日から私は何回となく目を通しながら、有村町長にしても縷々今日までいろんな件が、全員協議会なり、いろんな場があったと思います。そういったところで、私は町長にも申しあげたことがあります。また、賛同した1人でもあります。何とか何とかというような思いで、今日まで皆さん方と、叱られますけれども、賛同させてきた1人でもあります。

しかしながら、この問責を見る中で、私は有村町政があまりにも私は職員とのコミュニケーションが欠落しているのではないかなど。これは何だというと、全員協議会なり住民との対話の中でも、いろんな批判等々を私は抱えているのではないかなど。決断は、本人の思いであっても、行政をうまく、町をうまくかじ取りをできていないのではないかなどというようなことが至って、私は賛同をさせてもらった1人でもありますので、心は、村田議員さんに申しあげておきますけれども、有村現の町長より私は心を痛めてこの賛同に至ったということでもありますので、その点を十分に御理解を頂きたいと思います。

**○議長（村西作雄君）** 6番、村田 定君。

**○6番（村田 定君）** 説明いただきましたけども、有村国知さんはその当時、会社の役員としておられたというふうに思います。自民党の愛荘支部長ということで、強く強く要望されたので、愛荘町のために頑張ろうという決意で立候補され、今日に至っているわけですが、2階へ上げられて階段を外されたような形だと思いますので、私はこの問責決議の内容を見ても、全ての議案は、全員協議会等々で分かっとなるわけですから、やはりもう的確な指導、指示ができる問題ばかりだというふうに思います。だからそういった意味で、本当に最後まで責任持ってやるのが、最初口説いた責任として、支部長としての責任として、私は見ていただかなければならないなということで強く思っておりますので、これは問責決議案というのは大変重いものではあ

りますけれども、やはり今いうのを見ても、もう竹中議員の経験からして、本当にこんな、全て指示、的確な指示ができるように私は思います。そういったことで支部長としての責任は非常に大きいなというふうに思います。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。別に反論がなければ結構ですけれど。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 反論ではありませんので、申し訳ございません。

先ほど言うように、有村町政の誕生の一因でもあります。今日、問責決議等々が出る中で、有村町長としても、私は反省せざるを得ない一因も私はあるかなと、このように思っております。

先ほど村田議員が申し上げますように、愛荘の支部長として、なるほど私は、支部長を預かっております。だからこそまちづくりは何かと、それに対して、若いサラリーマン、当時は秘書であったし、いろんな方々らとのお付き合いもあつたろうと私は思っておりましたし、そういう中で、この故郷に帰って、町を立て直して、何も悪いばかりではなかったと思いますけれども、若い力を発揮して、まちづくりに邁進をする一員でもある、1人でもある方やなということで、私は当時の支部を預かる一員としても選挙戦に臨ませていただいたと、こういったところで、これは申し上げていいのか悪いのか分かりませんが、あえて言いますと、有村町政になってから、3役である1人の空白も1年間ありました。これはつらいような立場の議員からも、十分に質疑等々も聞かれたんだろうと思います。

そういう中で、空白があっても、私どもに見えました。町長の察するところは十分私は分かっておりました。町長にも申し上げました。空白があってもまちづくりは十分にできるし、また、空白を明るい光を求めるのもあなた1人やと、あなたが、若いあなたが決めるんやと言うたこともあります。そういったところで、ようやく思っているところから、このような問責決議も、拝見させていただいて、有村町長にとっては、ミスもあつたらプラスの面もあつたろう。しかし、まちづくりには欠落をしているということの私は、有村町長より、先ほど言いますように、心を痛めた1人でもあります。上手でもありません。

そういったところを十分に、村田議員がせんだってから言いますように、執行の批判は批判で受け止めながらという言葉も私は、頭の中から離れません。そういったところを私はいろいろなところの角度から鑑みして、賛同の一員になったということで



ありますので、そこらのところを議員1人として、まちづくりに向けてはどうであるかというようなことを察していただいて、御理解を願いたいと思います。

以上であります。

**○議長（村西作雄君）** ほかに質疑はありませんか。町長。質問ではなく、意見として述べていただきたいと思います。

**○町長（有村国知君）** 今日なんでございますけれども、この問責決議という文書を拝見をさせていただきました。

私もいろんな文書を今までも、民間時代も、またこの町政をお預かりして約6年近くになりますけれども、いろんな文書を拝見してまいりましたけれども、何と申しますか、議会の議員の皆さんのいろいろ書いてくださってるんだなというようには感じました。

ただ、正直なところ、この問責というのは、特に首長職に対しての問責、これは例えば首長職のパワハラであったりとか、また不明瞭なお金の動きがあったとか、例えば町の事業に乗りながら自身が事業をやっていたというときに、そこで利益を得ようとしていたとか、何か不法行為とか、反社会の規範にもとるということがあったときになされるのが問責でございます。そういう点では、今日こちらに書いていただいている内容というのは、通常の事柄でございます。

ちょっとそれぞれ一つ一つ、やっぱり住民の皆様、この文書をお手元にお持ちでないでしょうから、そういう点ではこの問責ということの意味合い、政治的なメッセージというのは恐らく、そこを意図してくださっているんだろうと思いますので、この文章、私も見て思うんですけれども、例えばここに書いてくださっている事柄、事業着手前の丁寧な説明というのは、全員協議会等々を踏まえ、またいろんな構想も踏まえて、議会の皆さんとこれ協議してきているんですよね。そうじゃないと議案にならないものですから。

そして、この補助金の事柄に関しては、やっぱり行政としての落ち度ということも認めながら、私も自分の給与の減額ということで、その事柄へのおわびということも申し上げながらのことでございます。

そして、職員が不足していた、この部分に関しましては、休職で不足をしていたということに関しては、しっかりと経験者の職員をそこに充てながら、また年度途中の異動もして、また年度途中で中途採用ということをしてでも、人をそこには充てに

行っています。

また、4つ目として書いてあります自治基本条例の推進委員会、これ、12月の答弁でも申し上げております。見直しの方向ということは今検討しておる。

そして、入札の監視委員会、これも12月答弁でもお答えしておりますけれども、今後、今年度内に開催をしていくということで準備をしていくものでございます。

そして、一般会計の認定ということでございますけれども、これの反対討論は辰己議員がしてくださっていましたが、この理由というのはあくまで政治姿勢ということに基づいての御反対の答弁でございました。ゆえ、そこに不正な不適切なお金の使用があるとか、そういうようなことであれば、そこは是正しますということで御報告をいたしますが、そのようなことではなかったということで、措置を講じるということではないということで、これも12月議会で答弁申し上げております。

そして、コミュニケーションの部分、職員不足に配慮ということでございますけれども、今年度の中途採用のメンバー、5人を超えるメンバーは入っていただいております。それから専門職の派遣ということも、議会にもお認めいただきましたけれども、しっかりとこれも人の手当てをしていくということで今動いています。また、コミュニケーションがなかなか難しかったということが、この18年あったがゆえに、2つの庁舎ということがあった。この難しさを、やっと1つの庁舎の中で合意形成、意思決定の早さということを求めていくようにしていこうということでも今、庁舎の最適配置ということを進めているものでございます。

これらの事柄でございますけれども、通常的首長職、議会職、それぞれ選んでいただいています。議員の皆さんはそれぞれ、前回無投票でございましたけれども、そういう任を得られていらっしゃる。また、私も住民の皆様から、二元代表ということで、町長職という重い職責をお預かりしています。その一方に対してこの問責ということ、これらの事柄というのは、問責に大変すばらしい合致をするということでは、大変申し訳ないんですけれども、なかなかそのように私には見えるものではない文章でございます。

また、議会の議員の方々からは、特にコミュニケーションの部分で、町長がコミュニケーションを取る、町長が声をかけるべきだろうとおっしゃっていただき、それも1つはそういうところがあると思いますけれども、何かしら腹に持っている、言わなきゃいけない、言いたい、そういう事柄は、やっぱり言っていただくということが大

事でございます。

これは何かと申し上げますと、私はこの案件を成就させなきゃいけない、これが大事だと思っている、これはまずいぞ、これはしっかりやるべきだというときには、知事、衆議院、参議院、国会議員、それから県の部長、関係の首長、全部アが取って自分行きますよ。それはなぜかという、私が町長職というお立場をお預かりしているから、大事なこの立場をお預かりしているから行くんですよ。だから話すんですよ。

議会の皆さんは、一般の町民さんじゃないんです。町議会議員という重い立場をお預かりになっていらっしゃるお立場なんです。だからがゆえに、対等に首長と意見を交わし、意見を述べ、自分の思う事柄を成就させ、またこういう部分は気をつけるべきだと提案をしていくんですよ。その事柄ということが、実際のところはなかなか、町長がどうやと、町長のコミュニケーションはどうやとやっていただくのは簡単だと思いますけれども、その応分の職責という、期待というのは、町議会の皆様には社会にひとしく課されているということがあろうと、私は率直に感ずるものでございます。

今日、こうやって問責ということでしていただいておりますけれども、私は40代でございますが、やっぱり地域の先輩方が有村にということで期待もしてくださったんだろうと思いますけれども、今日、この問責というようなことをお出しいただいて、今私は、現下様々な課題でございますけれども、それに一つ一つ具体として課題の解決に取り組もうとしております。それに際して、今日賛同をされていらっしゃる方々含めて9名でございますから、この案件に関して、通常の議案と同じくでございますから、7名以上ですと可決ということとされるというふうに存じます。

しかし、ここに書いていただいているこの問責決議ということに、この事柄というのが合致をするというには、どうしても私には感じませんし、思えません。また、この文章が愛荘町の未来を力強く前進をさせていく、その一助になるという文章であるというふうに、どうしても私には感じる文章ではございませんが、今日はこのようなことで、先輩方お取りまとめを頂いたということで、心の中としては大変思うものがございますけれども、少し意見を述べさせていただきますということで、こちらに書いていただいているそれぞれの理由ということは、通常の中において御答弁申し上げ、協議も申し上げてきていることとございますので、その問責の中にふさわしいということにはなかなか捉えにくいというふうに感じたものではございます。

以上、皆様、ありがとうございます。

**○議長（村西作雄君）** これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** 次に、賛成討論はありませんか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 私は有村町長に対する問責決議に対して賛成する立場から討論します。

地方自治法第147条に、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」とあります。先ほどの決議の文章からも、統括できていないのではないかと強く感じます。特に、職員不足の対応は、以前も各議員から訴えておりますように、これまでの対応の結果があまりうかがえません。かえって悪循環のように考えられます。

先ほどもありましたが、町長と職員とのコミュニケーション不足により、町政運営が上手にできていない。職員不足への配慮ができていないということは明白であるかと思ひ、以上のことから賛成討論といたします。

**○議長（村西作雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村西作雄君）** これで討論を終わります。

これより議提第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村西作雄君）** 起立多数です。よって、議提第20号 有村町長に対する問責決議は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議提第16号～議提第18号の上程、説明、決定

**○議長（村西作雄君）** 追加日程第3、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第5、議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出があります。閉会中の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

---

#### ◎議提第19号の上程、説明、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第6、議提第19号 議員派遣についてを議題とします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議提第19号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（村西作雄君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（村西作雄君） 町長、閉会挨拶。町長。

○町長（有村国知君） 令和5年12月愛荘町議会定例会の閉会にあたり、御挨拶申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、条例案件7件、指定管理者の指定案件2件、補正予算案件9件、合わせて18案件でございます。慎重審議の上、指定管理者の指定案件2件を除く16案件につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。

本日お認めいただきました議案第65号の愛荘町少年センター設置条例については、少年補導活動及び少年相談活動等を総合的に行い、少年の非行を防止し、将来の健全な育成を図るため、愛荘町単独で少年センターを設置するもので、町役場、生涯学習課の体制下とすることで、より行政との連携を密にしつつ、効果的な事業展開を図ってまいります。また、本日追加提出いたしました議案第78号の一般会計補正予算（第9号）では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、低所得世帯支援枠と

推奨事業メニューの2つがございます。

まず、低所得世帯支援枠につきましては、今年度に住民税非課税世帯給付金給付事業で、対象1世帯当たり3万円を給付させていただきましたが、その追加支援分として、同じく住民税非課税世帯を対象に7万円を給付させていただくものでございます。少しでも早くお手元に届くよう、速やかに事務処理を進めてまいります。

また、推奨事業メニューにつきましては、キャッシュレス決済ポイント還元事業、農業資材等価格高騰対策事業、飼料価格高騰対策事業の3つの事業を実施させていただきます。このうち、キャッシュレス決済ポイント還元事業につきましては、町内消費を喚起し、物価高騰の影響を受ける町内の事業者、及び生活者の皆様の支援に効果が大きいことから、令和5年度の第2弾として実施させていただくものです。

次に、今期定例会で御議決を頂けませんでした湖東三山館あいしょう並びに中山道愛知川街道交流館の指定管理者の指定に係る議案につきましては、議会の皆様と協議をし、今後の方向性を探ってまいりたいと考えます。

令和6年におきましても、愛荘町に住む全ての世代の皆様が、愛荘町に愛着と誇りを持ち、この町で生まれ育ってよかったと実感していただけるよう、愛荘町のさらなる発展に全力で取り組む所存でございます。

年の瀬も迫ってまいりました。結びに、来るべき新年が幸多きものとなりますことを心から願います。議員の皆様をはじめ、町内の皆様の御健康と御多幸を心から御祈念申し上げます。よい年末年始をお迎えくださいませ。ありがとうございました。

**○議長（村西作雄君）** これをもちまして、令和5年12月愛荘町議会定例会を閉じます。大変御苦労さまでした。

閉会 午後3時48分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 5 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 6 番